

trivia8

自転車税は、明治期に国税、府県税として課税が始まり、昭和 15 年に市町村税になり、「自転車税」「荷車税」が課税されました。自転車に「自転車鑑札」というナンバープレートがつけられ、税率は市町村ごとに決めていました。

昭和 25 年に地方税法が制定され、地方税の内容が整理されました。自転車税は、標準税率が設定され、1 台年 200 円と定められました。昭和 29 年には「自転車税」と「荷車税」が統合され、「自転車荷車税」となり、昭和 33 年に廃止。原付自転車に対しては、軽自動車税が課税されることになりました。

昭和初期には、このほかに車税として、馬車、荷積馬車、荷積車、自動車、馬そりへの課税や狩猟税、玉突台税、不動産取得税、遊興税、電柱税、畜犬税、傭人税、金庫税、芸妓置屋税、酌人税などがありました。

「大正 15 年・昭和元年 美唄町事務報告」によると、この年の課税対象交通手段には、常用馬車 1 台、荷積み牛馬車 708 台、荷積み車 110 台、自転車 270 台、馬櫓（そり）1280 台、自動車 1 台の記録が見られます。

なお、平成元年４月１日から消費税が導入されたのは、ご存じのとおりです。

[美唄市史第2章第1節、美唄市百年史・第3章第1節など]

地方税源調

種別	課税人員又ハ員數	摘要
物品	二六五名	一五九、九〇圓年額標準
貨物	一一〇八名	七〇、〇〇年額
賃金	二四	三〇〇、〇〇年額
地物		
物品		
貨物		
賃金		
地物		

(昭和元年十二月末日現在)

運請宿周代仲牛藝製料飲湯理興馬舊舊自馬私	送負旋買置造屋買	妓馬	理食	屋店	業業
----------------------	----------	----	----	----	--